

小中一貫教育の進展と 地域の関係

第2回したただの郷未来の学校設置準備委員会

2025年11月26日(水)18時～
三条市立下田中学校ランチルーム

雲尾 周 kumoo@ed.niigata-u.ac.jp 新潟大学教職大学院

「義務教育」としてのまとまりの重視

教育基本法(公布:平成18年12月22日法律第120号)

改定:「義務教育」重視

(第5条第3項 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。)

→学校教育法に「義務教育」の章を新設し、義務教育の目的・目標を、それまでの小学校の目標＋中学校の目標で規定

最初の学校教育法

第17条 小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

第18条 小学校における教育については、前条の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。
- 二 郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。
- 三 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。
- 四 日常生活に必要な国語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。
- 五 日常生活に必要な数量的な関係を、正しく理解し、処理する能力を養うこと。
- 六 日常生活における自然現象を科学的に観察し、処理する能力を養うこと。
- 七 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 八 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

第35条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

第36条 中学校における教育については、前条の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 小学校における教育の目標をなお十分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。
- 三 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。

現在(2007年～)の学校教育法

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成18年法律第120号)第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

義務教育学校の創設

第38条 市町村は、その区域内にある学齡児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。

第49条 ……第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。……

第49条の2 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

第49条の3 義務教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第49条の4 義務教育学校の修業年限は、九年とする。

第49条の5 義務教育学校の課程は、これを前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

義務教育学校の推移

	義務教育学校数				児童生徒数				教員数
		国立	公立	私立		国立	公立	私立	
平成28('16)	22	—	22	—	12,702	—	12,702	—	934
平成29('17)	48	2	46	—	22,370	1,620	20,750	—	1,798
平成30('18)	82	2	80	—	34,559	1,602	32,957	—	3,015
令和元('19)	94	3	91	—	40,747	2,335	38,412	—	3,520
2('20)	126	4	121	1	49,677	3,383	46,148	146	4,486
3('21)	151	5	145	1	58,568	3,894	54,480	194	5,382
4('22)	178	5	172	1	67,799	3,782	63,789	228	6,368
5('23)	207	5	201	1	76,045	3,773	72,048	224	7,448
6('24)	238	5	232	1	79,811	3,750	75,828	233	8,216
7('25)	261	6	254	1	86,924	4,311	82,378	235	9,082

2025年度義務教育学校の状況

- 北海道33校、鹿児島県17校、茨城県16校、京都府・大阪府各13校、東京都11校・・・。
- 在学者数では、茨城県の1万599人が最多。
- 山梨県、徳島県、香川県、愛媛県、沖縄県は設置なし。

(小中一貫教育推進協議会 調査)

平成22年度 小中一貫教育全国実施状況調査 最終集計 (単純集計)

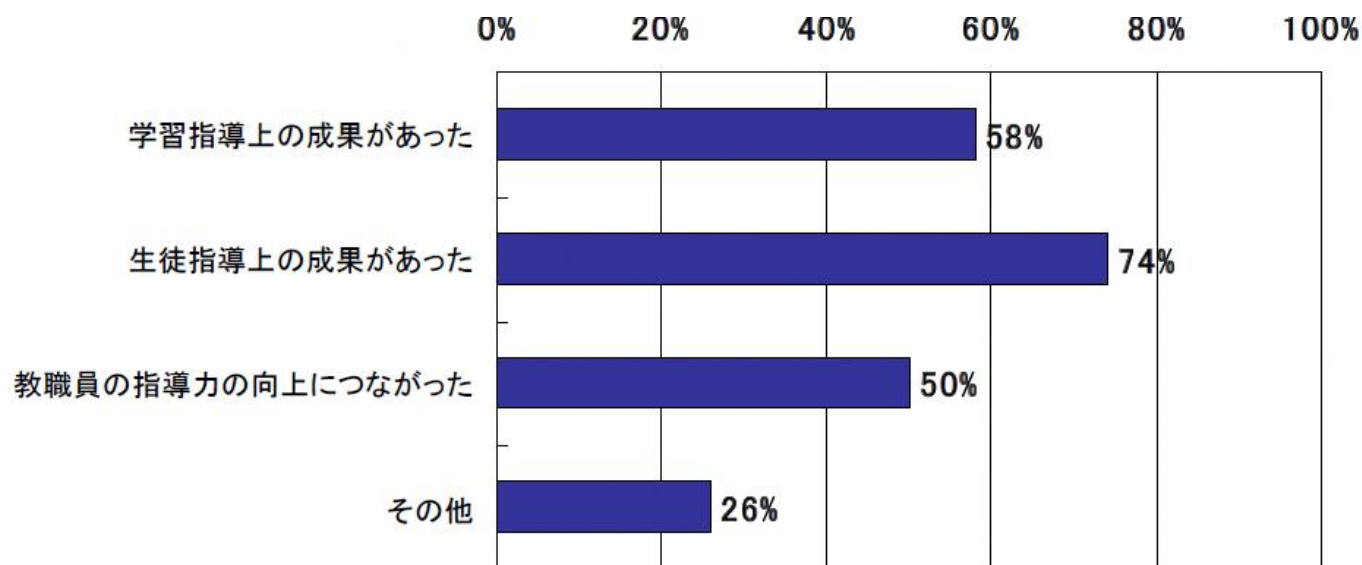
調査対象	1,750市区町村
回答数	1,121市区町村
回答率	64.06%

Q01. 貴自治体で小中一貫教育または小中連携教育を実施していますか？ (複数回答可)

1. 小中一貫教育を実施	2. 小中連携教育を実施	3. 小中一貫教育の実施を検討	4. 小中連携教育の実施を検討	5. 実施していない
106	374	72	38	577
9.08%	32.05%	6.17%	3.26%	49.44%

Q08. 貴自治体が小中一貫教育（連携）を実施して、成果と感じていることは何ですか？
 （予定も含む）※自由記述（記述内容をカテゴリごとに分類）

教員の意識の変化	児童・生徒の意識の変化	中1ギャップの解消	学力の向上	教育活動の共通化
367	75	187	75	17
45.65%	9.33%	23.26%	9.33%	2.11%
児童・生徒指導の変化	地域の理解・支援の変化	学校施設の有効活用	その他	
31	31	5	16	
3.86%	3.86%	0.62%	1.99%	



Q09. 貴自治体が小中一貫（連携）教育を実施するうえで、制度上（法律上）課題と感じていることは何ですか？（予定も含む）※自由記述（記述内容をカテゴリごとに分類）

義務教育学校の定義に関すること	教員免許状の制限に関すること	教員の定数・人事に関すること	授業時間・時数に関すること	補助金・人件費等の予算に関すること
39	61	79	34	14
13.68%	21.40%	27.72%	11.93%	4.91%
学習指導要領（教育課程）に関すること	学校施設の建築・利用等に関すること	その他		
26	3	29		
9.12%	1.05%	10.18%		

Q10. 貴自治体が小中一貫（連携）教育を実施して、制度上（法律上）以外で課題と感じていることは何ですか？（予定も含む）※自由記述（記述内容をカテゴリごとに分類）

教員の意識の変化	時間の確保、教員の負担感	人員配置（異動・後補充）	家庭・地域との理解・協力	複数校との連携
117	89	40	24	13
27.40%	20.84%	9.37%	5.62%	3.04%
教育課程の編成	学校間の距離、予算上の措置	県の理解・協力、市教育委員会の体制	その他	
22	78	10	34	
5.15%	18.27%	2.34%	7.96%	

中1ギャップ解決への期待

現象：不登校・いじめ等の急増

⇔ システムの変更

- 全科担任制から教科担任制へ

(教員の指導観の違い、教科ごとの独立評価)

- 最上級生から最下級生へ

- 新教科「英語」

- 学習内容の全般的高度化

- 定期テストと進路の圧力

⇔ 影響：不安感の上昇、自己有用感の低減

中1ギャップは解消するか？

	小中一貫	従来型小中別学
全科担任制→教科担任制	高学年から部分的教科担任可能	小学校内でも専科教員、交換授業などで可能。中学校が近ければ来てもらうことも
教員の指導観、独立評価	情報共有と指導方針の統一化を図る必要がある	他事考慮、予断、相対比較等に注意
最上級生から最下級生へ	3年間の中での埋没はなくなる。それぞれの学年に活躍の機会を確保する	スクールリーダーからフォロワーへの転換意識
「英語」や学習内容高度化	部分的教科担任制を活用しながら対応	外国語活動の連続性を意識する。中学校への接続を意識した高学年の授業展開
定期テストと進路の圧力	生活習慣の確立、学力の定着、進路意識の涵養・キャリア教育の充実	

学びの接続を重視した授業づくり

ただの子はどんな子なのか？ = 実態把握

ただの子をどんなふうに育てたい？ = 目標

- 学びの履歴・将来の学びを見据えた授業づくり
- 小中連携による指導案検討会
- 小小連携による授業実践
- 中学校区のNRTの分析結果を生かした授業づくり

⇒ 9年間を見通すことの大切さ

学びは接続しているか

- 「総合」を柱としたカリキュラムの構築の限界
(全科担任制と教科担任制の違い、要素の膨大さ、系統性・段階性の不安定・・・)
 - 教科内における9年間カリキュラム
- ⇔ ・教科横断的に立てるものはないのか。
 - ・地域教材はどこまで可能か。
 - 「中学校区で育てる子ども像」が教科だけでは見えてこない。
- ⇒ グランドデザインからの「目標の連鎖」

教職員の成長も図る

令和8年度(長野県)義務教育学校教育職員人事異動実施要領

https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/goannai/shiryo/r6teireikai-shiryo/documents/1127_g13.pdf

2) 教諭・養護教諭の異動について

- ① 全県を4つのブロック(東信、南信、中信、北信)さらにそのブロックを複数のエリアに分け、採用地ブロック、平成31年度以前に採用された者は主として勤務するブロックを、広域にわたって勤務することを原則とする。各ブロック内での異動条件については、各ブロックの実情を勘案して規定された人事異動ブロック要項による。
- ② 採用地ブロック以外のブロックでの勤務を1回以上経験することを原則とする。
- ③ 市街地・平坦地・山間地相互間、学校種別間、学校規模別間の異動を積極的に推進する。そのために、同一ブロック内連続市街地3校となる異動は避けるとともに、同一市町村内の4校連続異動は行わない。また、在職期間中に別表にある山間地校での勤務を経験することを原則とする。
- ④ 1校における在任期間は、原則として8年を限度とする。ただし、学校・地域の実情等を総合的に勘案し、適正に対応する。
- ⑤ 市町村の特色ある教育を支援するための教育職員等人事異動については別に定める。
- ⑥ 中学校における免許外教科担当教員の数が少なくなるよう、3者の協力・連携によってその実現を図る。

令和7年度末・8年度初の人事異動について 義務教育課

新たな勤務地区分 自宅からの距離

A地域 25km未満 E地域 25km以上、35km未満 F地域 35km以上

採用後6年間 E地域又はF地域1回又は2回とします。

3か校目以後

- ①年度末年齢が44歳までにE地域又はF地域1回とします。
- ②年度末年齢が45歳から60歳までに、もう一方の地域1回とします。

教員は、原則として同一校に3年以上勤務するものとし、それ以後、県教育委員会
が、異動が適当と認める者については、「異動基準」により計画的に転配置しま
す。勤務3年目以後、同一校に3年又は4年勤務した者は、異動希望の有無等
を勘案して転配置します。また、5年勤務した者は、原則として転配置します。

新潟県でも

(2)校種間の人事交流の促進

①免許状所有者の積極的な転配置

小・中学校間及び小・中学校と特別支援学校間において、異校種の当該免許状を所有している者を、一般異動として異校種に積極的に転配置します。

(4)公募制による教職員人事

市町村教育委員会及び県立学校で取り組んでいる特色ある教育活動等を推進するため、自らの専門性やこれまでの経験を生かし、中心となって取り組む意欲ある適任者を、新潟市を含む全県から広く募集し配置します。また、県の教職員が、新潟市教育委員会の公募に応募できるものとします。

(5)複数校種の免許状保持者を、積極的に異校種へ転配置

小・中学校間及び小・中学校と特別支援学校間において、異校種の当該免許状を所有している教員を一般異動として、積極的に異校種に転配置します。

教育職員免許法

第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

(2 主幹教諭・指導教諭に関する規定)

4 義務教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

附則19 小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第3条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

義務教育修了までに地域全体で子どもをはぐくむ

義務教育は市町村の責任：小中一貫教育

勤労体験

ボランティア

↓市町村を出て

県外進学

↓高校進学・卒業で

国際交流

↓広がる世界

.....

⇒「根っこ」と「ものさし」を持たせる

小中一貫教育の全体像は中学校区地域づくりへ

9年一貫の学校が、90年一貫の地域生活へ